

# 七ヶ宿町の公共建築物における木材利用の促進に関する方針

## 第1 趣旨

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）が施行され、七ヶ宿町は公共建築物における木材の利用拡大を図るため、効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められている。

この方針は、法第9条第1項の規定に基づき、七ヶ宿町の公共建築物における木材利用の促進に関する基本的事項、七ヶ宿町が整備する公共建築物における木材利用の目標に関し必要な事項を定める。

## 第2 公共建築物における木材利用の促進に関する基本的事項

### 1 木材利用を促進する公共建築物

「公共建築物」とは、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、広くし七ヶ宿町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、社会教育施設、公営住宅、庁舎、観光交流施設等の建築物が含まれる。

### 2 七ヶ宿町が整備する公共建築物における木材利用の推進

#### （1）施設の木造・木質化の推進

七ヶ宿町が行う公共建築物の整備に当たっては、関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、別表に掲げる木造・木質化基準に基づき積極的に木造・木質化を推進する。

なお、木材利用を推進する公共建築物のうち木造・木質化基準に記載のないものについては、これに準じた取扱いとする。

#### （2）木質バイオマス利用の推進

七ヶ宿町は、公共建築物に暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

#### （3）県産材利用の推進

木造・木質化に当たっては、県内の森林で生産され県内の製材工場等で加工された「県産材」の活用を積極的に推進し、構造耐力上主要な部分に用いる製材及び丸太の規格は、原則として、「優良品やぎ材」、JASの規格に適合するもの等を利用する。

なお、木材利用の観点から、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具等の消耗品については、木材をその原材料として使用したものの利用促進を図る。

また、物品等を購入する場合には、県産間伐材製品等の利用を推進するよう努める。

#### （4）公共土木工事等における木材利用の推進

七ヶ宿町は、公共性の高い施設を整備する際は建築物のみならず、公共土木工事等においても木材の利用推進に努める。

### 3 セケ宿町以外の者が整備する公共建築物における木材利用の促進

セケ宿町以外の者が整備する公共建築物においても積極的に木材が利用されるよう、整備主体に対し木材利用の促進を広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する。

### 4 セケ宿町民の理解の醸成

公共建築物は、広くセケ宿町民の利用に供されるものであり、見る、触れるなどにより木材の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。公共建築物において木材利用を促進し、その取組を情報発信することにより、木材の特性や木材利用の意義についてセケ宿町民の理解の醸成を図るよう努める。

## 第3 セケ宿町が整備する公共建築物における木材利用の目標

セケ宿町は、その整備する公共建築物のうち、木造・木質化基準に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図る。また、エントランスホール、窓口等、セケ宿町民の目に触れることが多いと考えられる箇所のうち内装の木質化が適切と判断される部分については、木造・木質化基準に沿って内装の木質化を推進する。

さらに、セケ宿町が整備する公共建築物について、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

## 第4 その他

### 1 県推奨材等の積極的な活用

セケ宿町は、公共建築物を整備する者だけでなく、森林所有者、素材生産者、製材業者、その他の関係者や木材利用の推進に努める設計者等と連携し、県推奨材利用のワンストップ窓口である「みやぎ材利用センター」を活用して県産材の利用拡大に努める。

また、物品等の調達にあたっては、合法性の証明された県産材製品及び間伐材製品等を優先して調達する。

### 2 公共建築物の整備等におけるコスト面の検討

木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの縮減を図る。

また、公共建築物の整備の際には、建築物や備品について計画・設計段階から建設コストだけでなく、維持管理や解体・廃棄までのライフサイクルコストを十分検討し、利用者のニーズや木材による付加価値等を含めて総合的に判断して木材の利用に努める。

この方針は、平成25年3月18日から施行する。